

# 大阪市立敷津浦小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年5月1日

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「自分・仲間・地域のつながりから豊かな人権感覚を持った子ども」を育成するとともに「敷津浦小学校いじめ防止基本方針」を策定しいじめ撲滅に取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ・ いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組を推進する。
- ・ 未然防止・早期発見のため学期ごとに児童アンケートを実施する。
- ・ 家庭・地域との連携を密にし、いじめ根絶に取り組む。

## 3. いじめの未然防止についての取組

### <基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

### (1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ・ 学習規律の確立や配慮を要する児童への対応に取り組む。
- ・ 相互公開授業等「わかる授業」づくりを推進する。
- ・ 指導力の向上に関する研修に取り組む。

### (2) 自己有用感を高めるために（児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

- ・ 一人一人が活躍することができる活動の充実を図る。
- ・ 友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることでできる集団づくりを進める。
- ・ 児童を認め、誉める指導の充実を図る。

### (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ・ 道徳教育・人権や学級活動の充実を図る取組を推進する。
- ・ 命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取組を推進する。
- ・ 「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるなどの指導を徹底する。
- ・ 情報モラルに関する取組を推進する。

### 4. いじめの早期発見についての取組

#### <基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ・ 児童観察の充実と情報の共有化を図り、ささいな変化に気づくことができる体制づくりに全力を尽くす。
- ・ 変化の記録（5W1H）について把握する。
- ・ アンケート調査の活用、教育相談（個人面談）の実施を徹底する。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部機関との連携を推進する。
- ・ いじめ相談窓口の周知に努める。

### 5. いじめの早期解決についての取組

#### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ・ いじめ事案は早期に管理職へ報告する。
- ・ 全教職員が団結して問題解決に取り組む。
- ・ 被害児童生徒の保護、加害児童生徒への指導を管理職と共に行う。
- ・ 警察などの関係機関との連携についても必要に応じて行う。
- ・ 家庭・地域との連携についても適切に行う。
- ・ ネット上のいじめに対しての『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用も行う。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

- ・生活指導部会をいじめ問題対策主担部会とする。
- ・生活指導部長は管理職の指揮・監督のもと部会を運営する。
- ・気になる事案の有無を中心に校内研修を月1回職員会議内で実施する。

- <役割>
- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
  - ・いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
  - ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。 など

### 【年間計画】

#### 【調査等】

- ・児童対象いじめアンケート調査 年3回（学期ごと）
- ・家庭訪問・個人懇談を通じた保護者からの聞き取り調査 年3回
- ・学級担任による児童生徒からの聞き取り調査 適宜

#### 【研修会】

- ・人権教育実践研修会（毎月）
- ・生活指導研修会（毎月）

### (2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ・ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発に取り組む。
- ・学校協議会への提案・協力体制について取り組む。
- ・地域諸団体や関連機関の参加要請について取り組む。

### (3) 取組内容の検証

- ・PDCAサイクルを活用するために「運営に関する計画」と連動させる。
- ・取組評価アンケートの実施等、未然防止の推進・再発防止に関しての改善方法について適宜検討する。

## 7. 重大事案への対処

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」  
「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」  
等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

- ・学校の対応は、「隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化」を図るため、管理職中心に行う。
- ・管理職を中心に調査組織を設置し、事実関係の明確化に注力する。
- ・被害児童及びその保護者への適切な情報提供について徹底する。
- ・管理職は教育委員会への報告について責任を持って行う。

### ※ いじめ発見の際の流れ

